

1896
2009
10/15

府職の友

発行所/大阪府関係職員労働組合
〒540-0008 大阪市中央区大手前2-1-59
電話 06(6941)351・内線3740
直通06(6941)3079 FAX06(6941)4541
Eメール info@fusyokuro.gr.jp
URL http://www.fusyokuro.gr.jp
発行人/平井賢治 編集人/小山智美
(1部10円)組合員の購読料は組合費に含まれています。

労働者派遣法の抜本改正で
すべての労働者の賃金底上げを!

緊急署名宣伝行動

- とき 10月24日(土)
- 場所 京橋駅前



10月12日、府立労働センターで「黙ってられへん!府庁舎のWTC移転」府民集会が府民連・大阪府関係職員労働組合などの4団体共催で200人の参加で開催されました。府庁舎のWTC移転案は、2月府議会で大差で否決されたにもかかわらず、9月府議会で再提案され、現在、府議会で議論されています。集会では、なぜ橋下知事はWTC移転に固執するのか、大きな問題となった防災対策上の問題は解決したのか、破綻したベイエリア開発に莫大な

税金を投入することで大阪の将来は明るくなるのか、職員の職場環境改善や府民の利便性はよくなるのか、などについて議論をおこなっていました。防災問題やまちづくり問題の専門家である塩崎賢明神戸大学教授は「災害時の危うさを浮き彫りにしたWTC移転案」のテーマで講演、8月に出された大阪府と大阪市の共同の「咲洲地区の防災機能に関する検討報告書」に書かれている内容からも、結論として災害時にはWTCとその周辺はいくつもの危険

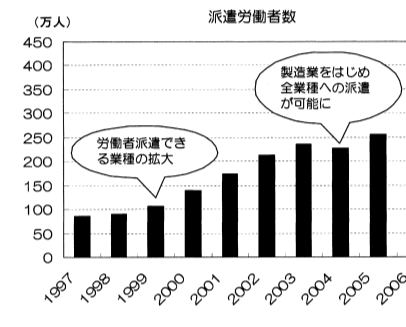
にさらされる可能性がある。災害時参集の不可能性・困難性・危険性について言及、危険や無理をしてWTCに行くことなどというメリツトがあるのか。また、長期にわたる災害復興の構えがないことなどや、まちづくりの観点からも箱ものづくりやインフラ整備がまちの発展につながるかは歴史が示しているように疑問であることなどを明らかにしました。府議会から宮原府議が「移転案のコスト、防災拠点、まちづくりから見た誤り」について報告、大阪府市議会議員、府民団体からも特別報告がありました。また、フロアから大阪府職員や大阪市職員から意見表明・報告を行い、移転案の問題点について明らかにしました。

災害時の危うさを浮き彫りに

「黙ってられへん!府庁舎のWTC移転」府民集会

今こそ 労働組合の出番

自公政権による弱肉強食の構造改革路線のもとで、労働法制の規制緩和がすすぎ、企業の雇用責任があいまいにされ、深刻な雇用破壊が続いています。その雇用破壊の元凶となっているのが労働者派遣法であり、構造改革前の1997年には85万人だった派遣労働者は、2007年には381万人へと急増しています。まじめに働く人々が



突然首を切られ、住まいさえ奪われたり、生活保護さえ下回る低賃金にあえいでなりません。こうした状況は、公務員賃金にも反映されており、私たち府職員の給与水準も低下し続けています。しかも、この間の府独自の賃金カットは、職員1人あたり

9月30日には、政権交代後はじめて、労働者派遣法の早期抜本改正を求める院内集會が開かれ、170人

労働者派遣法の抜本改正で すべてへの労働者の賃金底上げを!

いる日本社会の異常な状況は、今すぐに変えなければなりません。こうした状況は、公務員賃金にも反映されており、私たち府職員の給与水準も低下し続けています。しかも、この間の府独自の賃金カットは、職員1人あたり9月30日には、政権交代後はじめて、労働者派遣法の早期抜本改正を求める院内集會が開かれ、170人が参加し、政党からも民主党、社民党、日本共産党、公明党の議員が参加しました。総選挙で示された国民の「構造改革ノー」「なくせ貧困」「働くルールの確立」の願いにこたえ、新しい国会では、派遣労働者と国民の切実な願いを受け止め、労働者派遣法の抜本改正を早急に実現すべきことが求められています。11月8日

政権交代実現 さあ派遣法改正だ!

労働者派遣法 改正要求のポイントはここ!

- ①大きな社会問題となった製造業における「派遣切り」の深刻さを踏まえ、製造業への労働者派遣を禁止すること。
- ②労働者の雇用と生活を著しく不安定化させている登録型派遣を原則禁止すること。
- ③違法派遣・偽装請負の場合には、派遣先企業への直接雇用を義務づける「みなし雇用」規定を創設すること。法に違反した派遣先・派遣元企業への罰則を強化すること。
- ④安価な労働力の使い捨てを許さないため、派遣労働者と派遣先企業の労働者との均等待遇を義務づけること。
- ⑤派遣労働者を組織する労働組合との団体交渉応諾を派遣先企業に義務づけること。

遊歩道

千葉県西部に位置する野田市で、9月29日全国初の「公契約」条例が制定されました。しかも全会一致で成立したようです。野田市長、市議会議員の見識の高さに敬意を表したいと思います。

一方、大阪府議会はWTCへの府庁舎移転問題、庁舎移転の是非ではなく、移転を口実に破綻したベイエリア開発に巨額の府財政を投入するのかが問われています。いま、社会的な問題は、失業者の増加。卒業しても就職先がない、派遣ぎりにあった労働者の失業給付が切れる、という深刻な事態が進行しています。議論の優先順位、府財政の優先順位を考えてほしいものです。



世界に広げよう憲法9条
私たちは手をつなぐ平和・くらし・働く権利を守ろう

なくそう 貧困 つくるう 人間らしく 生きられる社会を

はたらく女性の 中央集会

今年もやります！ 府職労 海釣り大会

とき 11月7日(土)
ところ 和歌山県加太
(中潮 満潮9時42分)
集合 午前4時30分

お問い合わせ、申し込みは府職
労書記局まで

第54回はたらく女性の中央集会在10月3日(分科会)・4日(全体会)と、神戸市で開催されました。2日間で延べ1100人が参加し、府職労からは6人が参加してきました。増え続ける非正規労働者長時間過密労働が蔓延する職場で男女ともに仕事と生活を両立させていきいきとはたらく続けるためには何

が必要か話し合われました。神戸女学院大学の石川先生の講演では「財界利益第一主義がもたらした労働と生活の悪化。しかし、これはすべて国会で決められている。男女平等や女性の参画が進んでいるスウェーデンなどでは選挙の投票率が高い。日本でも新政権が成立したことで国民の声を聞く耳がある少なくとも来年の参議院選挙までは国民本位の具体的な施策を国会に向け示していく運動が大事になる」と強調されました。2日目の全体会では「人

問らしく」をあらためない生かそう憲法」というテーマで、過労死裁判や保育所民営化問題、派遣問題で活躍の村田浩治弁護士が講演されました。村田氏は「不況ではつきりした非正規労働の問題、人が在庫品のように調整されている実態。労働者派遣法が緩和されていく中で、よりましという労働者を分断する中で広がった。労働は商品ではない。不況のときこそ生活する権利の確立を」と強調されました。(女性部 伊東)

読者の つぶやき



ましたが、風邪やインフルエンザに負けず、仕事をがんばってやりきりました！

中村暁彦(公衆衛生研究所)

クロスワードパズルを頭の体操として最近時間を利用してチャレンジしています。

金城緑(岸和田保健所)

四週六休と、週休2日制の進展に合わせて一日の労働時間も長くなり、実質拘束時間も長くなりました。

図書館の場合は、旧中之島・旧夕陽丘の両図書館共に蔵書が収蔵能力を超え、倉庫預けをしなければなら

ない状態に陥るとい切羽詰った事情があり、新天地を求めて移転したものです。府庁舎の移転はどうでしょうか。

谷山和央(中央図書館)

府税支部のバスツアーで神戸市立フルーツフラワーパークなど行ってきました。何故かこの日は朝から1日中雨よ降りました。

川本敏昭(泉北府税)

息子が2才になり、記念に似顔絵を描いてもらいました。

新海直子(泉佐野保健所)



2歳の息子と似顔絵
新海直子

児童福祉の現状 37

健康福祉支部相談所分會書記長 神夏磯 保

すぐに子ども家庭センターの現状を思い浮べました。社会問題化している児童虐待問題対策として、大阪府では、平成18年4月から府民からの24時間通告受理体制を設けました。しかし、その体制は、始業時(A.M.9時)から終業時(P.M.5時45分)までの通常業務を行う職員が、時間外についても、超過勤務として府民等か

「24時間対応」に 対応した体制づくりを

この裁判は、04年1月「もっと子どもたち向き合同時間を」と超過勤務の是正をめざし京都地裁に提訴したものです。今回の高裁判決は、労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負う」と使用者である市教委の責任とともに、「その権限を行使すべきである」と校長の管理責任も明確にするなど、地裁判決に追加・修正を加えました。このニュースを知って

24時間児童虐待通告件数

年度	件数
18	308
19	447
20	649
21(上半期)	453

らの通告を受けて出勤するという体制になっていきます。事態を想像しやす

「24時間対応」に
対応した体制づくりを

10月1日に、大阪高裁で「京都市立小・中学校の教員・元教員9人が、超過勤務の是正を求めた訴訟」の控訴審判決がありました。判決内容は、地裁で安全義務違反があったと認められた1人に加え、2人についても違反があったとして、損害賠償を京都市に命じました。

この裁判は、04年1月「もっと子どもたち向き合同時間を」と超過勤務の是正をめざし京都地裁に提訴したものです。今回の高裁判決は、労働者の心身の健康を損なうことがないよう注意する義務を負う」と使用者である市教委の責任とともに、「その権限を行使すべきである」と校長の管理責任も明確にするなど、地裁判決に追加・修正を加えました。このニュースを知って

くするために一例を紹介する所屬長は、「個人の負担が大きい。バタバタ倒れていく心配がある。今のままではいけないことがはっきりしている」と回答しました。

9月16日には、福祉部と交渉し、かなり負担があると現場から聞いている。どういった方が良いのか継続検討中である」と回答しました。

今年、西淀川区内児童虐待事件の際、橋下知事が「通報の周知が大切である」と強調し、記者から「子ども家庭センターが大変ではないか」という質問に対して、「この(広報等)の結果、通告が大幅に増加したりなど大変な状況になったのであれば、私の責任。責任をもって対応する」と応えています。通告の周知は当然必要です。問題は、それを受ける体制です。橋下知事は国等に対して、しばしば「嘘つき」発言をしますが、自身が「嘘つき」と言われないよう責任をもった体制作りをしてください。

